平成２４年（フ）第７６８９号
東京都三鷹市中原３丁目２―29
債務者　飯坂友佳子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６９７号
東京都葛飾区鎌倉１丁目９－３
債務者　水村　秀行
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６９８号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸2103―243
債務者　沓澤まり子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０２号
東京都世田谷区上馬４丁目２－２―1001
債務者　守山奈緒美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０３号
東京都江戸川区松江４丁目２―11
債務者　菅原　芳昭
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０４号
東京都江東区大島４丁目１－６―1419
債務者　家高　惠子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０５号
東京都板橋区成増４丁目27―22―202
債務者　松繁みさ子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０６号
東京都昭島市美堀町１丁目16―11―206
債務者　新浦杏奈こと　金　　杏奈
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７０９号
東京都江東区大島８丁目18―４　須藤方
債務者　見上　康子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１１号
東京都杉並区成田東３丁目19―36―201
債務者　畑中　玲子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１５号
神奈川県川崎市多摩区長尾１丁目９－２－201
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１６号
東京都練馬区富士見台１丁目23―20―103
債務者　浦津　昭義
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７２１号
東京都品川区東大井２丁目21―７―305
債務者　沖　　秀明
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７２５号
神奈川県横浜市鶴見区北寺尾５丁目６―17―402
債務者　滝沢　敏子（旧姓新里）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７２６号
東京都足立区梅田５丁目22―16―105
債務者　其田　正弘
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７２９号
東京都練馬区東大泉１丁目19―７
債務者　白澤　　舞
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部